

気象警報などによる非常災害時の措置について【堅上幼稚園】

R7.4 柏原市教育委員会

☆対象となる気象警報

大雨警報・暴風警報・洪水警報・大雪警報・暴風雪警報・特別警報 (大雨、暴風、大雪、暴風雪が対象)

(上記の警報が柏原市に一つでも発令されている、または発令された時)

大雨警報について

「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表されます。

全て大雨警報として取り扱います。

1. 登園前の対応

午前6時30分の時点で、柏原市に「☆対象となる気象警報」が一つでも出ている時は、登園を見合わせ自宅待機とします。

※午前7時以降、登園のため家を出るまでに警報が発令となった場合も自宅で待機とします。

○午前8時30分までに対象となる警報・特別警報がすべて解除されたときは、安全を考慮して登園させることとします。

○午前8時30分の時点で、引き続き、対象となる警報・特別警報のいずれかが発令されているときは、臨時休園とします。

2. 登園後の対応

登園後に柏原市に上記の「☆対象となる気象警報」が発令された場合は、原則として、園はその状況を判断し、適切な措置を講ずるとともに、保護者のお迎えにより降園させます。

※警報が発表されても迎えが困難な園児に対しては、状況に応じて隣接する小学校などの安全な場所に避難させます。また、小学校が危険と感じた場合は第2次避難所に移動させます。

[注意点]

大雨警報については、1~2時間で解除となる場合が相当数あるため、大雨警報の発令時刻や気象庁の発表するデータにより予想される解除時刻などを勘案して保育を継続する場合もあります。(園において状況を判断し対応します)

3. その他の対応

○公共交通機関の計画運休などが発表された場合

原則として、園と市教委が対応について協議を行い、その決定事項を保護者に周知します。

4. 園からの連絡方法

(この項目は必要に応じ、各園において記載して保護者に周知する)